

## 民国初期における在庫鴉片処理問題 (二) —— 1917年の「收購存煙合同」をめぐって ——

目 黒 克 彦

Katsuhiko MEGURO

(史学教室)

### 一 はじめに

1997年5月に四川人民出版社より刊行された『从虎門銷烟到当代中国禁毒』は、その前言において次のように記している。

本世紀80年代以来、国門の開放に伴って、中国大陸で一度は迹を絶った吸毒・販毒現象が死灰復燃し、現代中国は又新たな禁毒の態勢と特徴に直面している。毒物の蔓延の形勢と危害性に即応して、中国政府は卷土重来した毒物問題について十分に重視し、「三禁」(禁販・禁吸・禁種)并举・堵源截流・標本兼治の方針を提出し、毒物犯罪活動に有力に打撃を与え、国際社会の賛誉を得ている。<sup>(1)</sup>

即ち、改革開放政策の展開の中で、中華人民共和国の誕生後の大きな努力により、1952年11月には「中国大陸に在って鴉片烟毒を禁絶する根本的な勝利を実現した」<sup>(2)</sup>とされた麻薬問題が、再び復活しており、政府の「三禁」方針の下で、懸命な撲滅の活動が展開されていることを示している。旧中国の政治・経済・社会の裏面に終始つきまどっていた鴉片・モルヒネ等の麻薬問題が、現在の現代化政策に随伴して国家的な課題として浮上している。

こうした現実に蔓延しつつあるという危機感から、かつての鴉片禁止運動の問題が歴史研究の一つのテーマとして浮上しており、近年、近代中国の鴉片を始めとする麻薬問題に関する論著・資料集の出版が相次いでいる<sup>(3)</sup>。麻薬問題は再び中国において大きな政策課題となっているのである。

さて小稿においては、前稿<sup>(4)</sup>を引き継いで、民国初期の上海・広東等に滞貨となっているインド鴉片の処理問題について、その実状を検証することを目的とするものである。時は恰もイギリスとの間で交わされた禁煙条件により、インド鴉片の輸入を最終的に停止させる1917年3月31日<sup>(5)</sup>を目前に控えた時期に当たる。

### 二 「蘇贛粵三省禁売土煙合同」の結果

1915年5月1日に江蘇江西広東禁煙特派員蔡乃煌と香港・上海で活動している鴉片商人達で組織していた

「煙土聯社」(Opium Combine, 以下聯社と略称)との間で結ばれた「蘇贛粵三省禁売土煙合同」(以下「禁売合同」と略称)は、当該三省における中国国産鴉片(土煙)の流通・販売を厳禁し、インド鴉片(洋薬)の販売を促進することを目的とし、土煙の取締経費として、聯社は洋薬一箱につき3500元を捐款として中国政府に支払うものとするという内容であった<sup>(6)</sup>。ではこの「合同」がどのように実行され、如何なる結果を得たのか、現在その詳細を知ることはできないが、その一端を見ておくこととする。

1915年10月9日付の天津『大公報』は、「粵省烟膏専売弁法」と題する記事を掲載している。それに拠れば、広東における洋薬の専売方法は、蔡特派員と広東の龍上將軍・張巡按使との間で原案を定め、中央政府に報告し、承認を得て実施の運びとなった。具体的には「取締運售洋薬專章」13条と「土薬検査附収商股簡章」14条を立案して実施したと記す。先ず広州城内と河南の地に甲・乙二種類の専売膏店を80軒設けた。甲種は1000元の保証金を納付し、乙種は500元を納付したものである。又広州以外の94県には分售店を設置して、普く需要に応える販売を可能とする。販売する煙膏は、他の薬物(その内容は不詳)と混合して製造し、その混合の割合は当初は鴉片と他の薬物とを8:2の割合とし、徐々に鴉片の割合を減らし、最終的には民国6(1917)年には鴉片の成分を1割とすることにより、禁止せずに自ずから鴉片の吸食が絶たれることとしている。専売の統括機関として官膏専売所を置き、総弁1員・経理2員・査帳と検査員を若干名配置し、総弁は禁煙特派員と軍・巡両署が共同で推薦委任し、経理は販売を請け負う商人の中より委任する。業務開始の経費については、官・商が200万元づつ拠出することとしているが、官の資金が不足する際には商人が代わって補填するものとし、得られる収益については、必要経費を控除した後の純益を折半するものとしている。この煙膏を購入出来る者は、60歳以上、或いは疾病を有するとの証明が有り、医師の診断を得ていることという条件が有り、且つ購入の量も遞減することとし、毎日煙膏2銭を吸食する者は、3か月後には日に

1 銭 8 分を購し、次の3か月後（即ち1917年末）には更に2分を減量するものとし、2年半後には戒煙するものとする。記事は最後に、

自ら算するに遺策無しと謂うも、惟粵紳は頗る反対有り。取銷を稟請する者は、能く目的を達するや否やを審らかにせざるなり。

と結び、広東の有識者の間に反対の声が挙がっており、洋薬販売を請け負う商人も、その目的達成について確信を持っていない様子を記している<sup>(7)</sup>。極めて不備な記述の中からは、インド鴉片の販売促進を官商合同で展開し、基本的目的は滞貨となっている洋薬の販売促進ではあるが、戒煙への方策を含ませることにより、禁煙の基本的方向を保持する姿勢を示してはいる。しかしこうした二律背反的な政策が現実にもその意図通りに成果を収めることは、極めて困難であり、実際に後述するように、成果を挙げ得なかったのである。

これより先の7月14日付の天津『大公報』は、江西省における官土（＝洋薬）専売に対する反対・批判の世論を伝えている<sup>(8)</sup>。江西省の場合、この段階における罌粟栽培は殆ど根絶の状況に在ったという。江西の最大の罌粟栽培・鴉片生産地域であった樂平県は、これまでの罌粟栽培の禁止を受けて、罌粟苗の除去運動が推進されており、それによる栽培農民の損失は200余万を下らないとされ、その損失も「能く全国人民の為にこの毒根を除くならば、則ち亦敢えてこの犠牲を惜しまず」としたが、民間の罌粟栽培・鴉片の生産が除去された所に、政府による洋薬の専売が開始されようとした為、知事に対して、鴉片は当地の土産の一つであり、他の農産物とは比較することは出来ないものである。官民を問わず専売の権力は無いはずであるが、事実について論ずれば、鴉片が違法な物であるならば、官は売るべきではなく、違法な物でないならば、罌粟の苗を強制的に除去させるべきではない。しかし官が洋薬を専売するという事は、鴉片は違法の物では無いという事になる。そうであれば農民は理由も無く犠牲となったものであり、大いに不満であり、低い価格でも賠償し、少しでも小民の生活苦を緩和するようにと要求したという。これに対して知事は、罌粟苗の除去と洋薬の専売は政府の行う事であり、私はどうであれ政府の命を奉行して守らねばならず、反抗は出来ない。各県の罌粟苗が均しく除去され尽くしたなら、外国の鴉片が有っても、流毒の力は幾ばくかは減少し、禁煙に有益ではないとは言えないと述べたと記している。

農民にとって有力な生計の手段であった罌粟栽培を強制的に禁止し、それに代わって政府によるインド鴉片の専売を実施するという政府の媚外と収入増を図る政策に対する痛烈な批判であると言えよう。

更に天津『大公報』の8月1・3日付には「中国之禁烟前途観」と題する論説を連載し、この措置が中国

の禁煙の前途にとって悲観せざるを得ない理由を8項目に分けて、以下のように論じている<sup>(9)</sup>。

第一にはこの事例が一旦開かれたなら、中国に在る各国の租界も皆これを前例として、世界各地の産地より鴉片を持ち込み、政府専売に充てるように強要する恐れが有る。第二に、この「禁売合同」の対象となる鴉片は約6000箱であるが、これだけの量を売却し尽くすには民国8年までかかり、このように期間が長ければ、その間に密輸も増加する恐れが有り、この種の方法は単に自らその源を開くだけでなく、流通の範囲も拡大することとなる。第三に、本来禁煙は全国一律に行うべきであるが、当該三省のみ自由吸食・自由販運を認め、それ以外の各省は赦されざる罪とするのは、これ以上の法律の不公平・人民の不平等は無い。第四に、上海における禁煙が成功していないことは江西・広東だけでなく、全国各省も皆知っており、その上海での鴉片販売という観点から、それを江西・広東にも行おうとしている。先に厳禁を命じ、後にそれを廃弛し、その命令は不実であり、朝令暮改で人民がとまどうだけでなく、一般の地方官吏も禁煙政策の実施に当たって極めて苦勞しており、この後再び禁令を出しても、成果を収め難い恐れが有る。第五に、政府は前には禁止しながら、今は政府自らが提唱しており、鴉片の販売が順調に進まなければ、命令を発し、区域を指定する、この種の性質は官府の営業である。元来民間の私吸・私運・私販を認めなかったが、現在は政府が公販を許し、民間に吸食・輸送をさせ、印花が貼ってあれば、罪とはしないとしており、これは官烟局の変形である。第六に、この種の方法は官売の性質に近く、禁止するのも官であり、販売するのも官である。威権を濫用し法令を転倒するということは暫く論ぜず、官が本国の鴉片の販運を許さず、専ら外国の鴉片の輸送販売を許し、本国の鴉片の吸食を准さずに、専ら外国鴉片の吸食を准している。病国殃民の事を官が提唱し、且つ本国の為に提唱するのではなく、外国の為に提唱し、本国を害し利権の流出を考えていない。国がこのようなのであれば、どうして亡びないでおれようか。第七に、これによる国家の収入は寥寥たるものであるが、禁煙の前途に関しては影響は極めて大きく、国家はどうして区々たる収入を重視して、例禁を開くのか。国家の得る収入は、外国人の販売で得る収入に比べて多いのか、国民の消耗する損失に比べて多いのかを尋ねたい。政府は税率を高くすれば、吸食者も購入出来ず、禁ぜずして自ずから禁ずることとなるとしているが、抑も吸食者は愚にして無知であり、如何に高額になっても戒煙を肯んずることは無い為、この法が施行されれば、吸食者に歓迎され、吸食の風は一層激しくなろうと。第八に在庫鴉片の販売につき、印花による証明がある為に、土煙や他の鴉片の密売を防止し得るとするが、奸民利徒はその印花を模造し、大胆に密鴉

片を販売することとなる。従来鴉片の取締が極めて厳重であったにも関わらず、なお密輸販売を根絶出来なかったのに、印花によってどうして彼らの不法活動を防止出来ようかとする。そして結びでは、「これが推進されて一か月に及ばずして、各省の長官が先に反対し、一般の人民が後に非難しているのも不思議ではない。蔡某の名誉は一敗地にまみれ、既に衆矢の的となり、怨府の帰する所となっている」と述べて、インド鴉片の販売促進の為に国産鴉片を禁止するという売国的政策に対して痛烈な告発を行っている。又李新・李宗一主編の『中華民国史』では、袁世凱の種々の税収確保政策を述べる中で、この問題を次のように述べている。

更に悪劣なのは、袁世凱が1915年4月29日に蔡乃煌を任命し江蘇・江西・広東禁煙特派員に充てたことであり、事実上この禁煙特派員は却って一つの売煙特派員であった。彼は先ず鴉片税を増加し、煙禁を鬆弛させ、9月末に又親ら広東に到り、鴉片の専売を実行し、鴉片商よりの毎箱報効銀4500元、預計するに2700余万元を調達して、帝制運動費とすることが出来るとし、よって民国以来の禁煙運動の功を一簣に虧かせることとなった。その手段を扨ばざることは、一にここに至る。<sup>(10)</sup>

かくして在庫のインド鴉片を早期に処理することを目的とした、江蘇・江西・広東三省を指定した土葉の流通販売の厳禁・インド鴉片の販売促進の政策は、その根本において、禁煙を目指すとしつつ鴉片販売の促進を図り、且つそれが国内の農民にとって有力な収入源である罌粟栽培・鴉片生産を厳禁しつつ、外国鴉片の流通販売を奨励するという極めて大きな矛盾を抱えたものであり、鴉片の害悪に目覚めていた一般民衆を始めとして、取締の任に当たる官吏ですら矛盾を感じ当惑せざるを得ないものであった。又後述するように、袁世凱による帝制復活とそれに対する反対・抗議の高まり（第三革命）の混乱により、当該三省における土煙の流通販売の取締は当然弛むこととなり、闇の土煙の充満により、洋薬の思惑通りの売却を阻む事となったのである。従って「禁売合同」の結果は、決して所期の如くに在庫鴉片を売却し尽くすという事にはならなかったのである。

### 三 期限延長論の提起

1915年11月3日にロンドンの中国公使館より北京の外交部と税務処に宛てた電報において、イギリスの禁煙団体より、中国政府が江蘇・江西・広東においては罌粟栽培を禁止せず、且つインド鴉片の輸入期限を延長しようとしていると伝えられているが、これが事実であれば、極めて遺憾であるとし、事の真偽を問い合わせる文書が届けられたことを報告し、それに対する回答についての指示を要請している。それに対する6日後の外交部の返電は、そうした事実は決して無いと

当該団体に返事をするようにと指示し、2日後の税務処より公使館に送られた電報では、

政府は禁煙条件が満期に近づいた為に、インド鴉片の輸送量が多く、満期になっても売却し難く、争論を引き起こすことを恐れている。既に委員を派遣しインド鴉片の商人と輸入する箱数を定め、期限までになお禁止に至っていない江蘇・江西・広東の三省で販売し、医薬の用とすることを准した。

と述べ、禁煙会の説は誤って伝えられたものであり、誤りであることを伝達するようとしているが、江蘇等の三省において、「医薬の用」としての販売を認めたとしている<sup>(11)</sup>。

この三通の電報からは、先の「禁売合同」の締結が、イギリス本国においては、当該三省においては罌粟栽培の禁止を実施せず、更にはインド鴉片の輸入期限が迫る中で、在庫鴉片の販売の為に期限の延長や、更に湖南・湖北・四川における政府による鴉片専売を行おうとしているとまで伝えられていたことが知られる。

1917年2月24日付の『申報』には、後述の馮国璋副総統が「收購存烟合同」の締結に至る顛末を記した声明書を発表しており、その中で馮国璋が1916年8月に國務院秘書庁に宛てて期限延長に反対する電報を送り、更に9月2日にも段祺瑞総理に宛てて期限延長の議論に反対の意志を打電したと述べている<sup>(12)</sup>。更にこの間の経緯について、馮国璋は「本案之起源」として「禁売合同」について述べた上で、これが帝制問題の発生とその後の各省の混乱により、予期の如くに売却が進まず、聯社側は期限の延長を要求するようになり、

民国五年三月の間、展期の約幾んど成らんとするに、帝制敗れ、その議遂に寝む。八月の間に至り、洋商は前議を申ね、経に厳しく拒んで允さず、最後に乃ち収買存土弁法を定む。<sup>(13)</sup>

と述べ、1916年3月の時点では袁世凱政権は期限の延長を認めようとしていたが、帝制の失敗により反古となり、8月に聯社側から再び延長の要求が出されたこと、その要求に対しては厳しく拒絶したが、その代案として政府による買取の方法を定めたとして、やむを得ざる策であったと主張している。そして聯社側から提起された期限の延長問題に対して、

本は江西は展して（民国）六年十一月十五日に至り、江蘇は展して十一月底に至るの議有り。五年八月に至り復た前請を申ね、人を派して寧に來りて要求し、並びに京に到り陳請す。副総統は即ちに國務院に密電し極力反対し、展限は流弊甚だ多しと謂う。國務院も亦その議を拒駁し、遂に行うを得ず。

と述べ、江西については11月15日まで、江蘇については11月末までの延長を要求していたことが知られ、鴉片商人の側から再三にわたる期限延長の要求に対して、彼自身北京の國務院に密電してその拒絶を強く要請したと強調している。

こうした政府と聯社側との交渉に対して、民間からの拒絶の申し入れも為されていた。万国改良会会長の丁義華 (E. Waite Thwing) は9月12日に秘書長の徐樹錚と國務院で面会した際に、この問題を取りあげている。その中で丁義華が「近頃イギリスの鴉片商人は期限が満ちようとしている為、特別に期限を延長し、在庫鴉片を売り尽くせるようにと要求していると聞いているが、これは非常に危険である」と述べると、

徐云う。前に曾て英商の函電に接するに、一は如し政府が展期を允許すれば、該商は即ちに多く税銀1600万を加えるを願う等の語を云う。第二電に迫んでは即ち云う。如し展期を允許せざれば、但に加税は毫も無きのみならず、即ちに現に納めるの税も亦停止すべしと。述要挾に近く、政府は決対して限満を以て止めと為さんとす。(14)

とあり、イギリス商人より期限の延長を要請する電報が北京政府に送られていたことを認め、その内容として延期を認めれば1600万円の税額の支払いを約束し、認めないならば、現在納入している税までも納付を停止するという強迫的な内容であった為、政府は決然として拒否したと言う。丁義華は徐樹錚の確言を得て、その日に各省の督軍・省長・都統に宛てて電報を打ち、次のように記した。

中英禁煙条約は転瞬に即ちに満ちんとするに、滬上の英土商は深く銷售の完せざるを恐れ、極力中国政府に運動し、九個月を展限するを請い、以て存土を將て售完するに便ならんとし、税1600万の多きを加えるを願う。この事如し果たして展期すれば、大いに中国の福に非ず、務めて各省同心力争し、万展限する勿く、仍お明年三月三十一日を以て止と為さんことを請う。主権を恢復するは、輕視する勿きを願ひ幸と為す。(15)

即ちこれらに拠れば、イギリス商人は江西は8か月半、江蘇では9か月の期間延長を要請しており、その間に売れ残った鴉片の売却を行おうとし、その報奨の意味で中国政府に1600万元を贈ろうとするものであった。鴉片商人の最後の抵抗を試みている様子を窺うことが出来る。しかし北京政府は政府内の反対や万国禁煙会の働きかけも有り、鴉片商人の要求・誘いに乗るわけにはいかず、これを拒否した。そしてこの年9月19日には、大總統黎元洪は鴉片輸入禁止の期限が近づいたことから、再度鴉片の嚴禁を確認する「大總統令」を發した(16)。その中では、

比年以来、中外会勘するに、差も訾議無く、万国禁煙会既に洋薬の商業を限制し、各省も又経に後先停運するを声明し、与国の善意の我が富強を望むを見るに足る。凡そ我が国の人は、尤に宜しく急起直追し、自ら前恥を滿ぐべし。

と訴え、

用って特に前令を申ね、内務・司法両部に著し、

各該地方官吏に行知し、禁令を恪遵し、嚴切に施行せしめよ。それ種運售吸の諸罪を犯す者有れば、并に法庭に由り重きに従って懲治せよ。仍お教育部に責成し各講演社に転飭し、浅説を編具し、力を悉して開導せしめよ。

と命じ、違反者の嚴罰や講演による人民の教育指導の強化を指示している。又この時期に議員の張嘉謀等22名の主として国内の罌粟栽培・鴉片の輸送販売に関する政府の対策を問う質問書が提出され(17)、9月23日には、全国禁煙連合總會も参衆兩院への鴉片に関する罰則規定の強化、即ち、鴉片の販売或いは販売を意図して収蔵したり、外国より密輸入した者に対して、死刑を適用する等を内容とする請願書が提出されている(18)。こうした動きを受けて、内務部は全国各省に対して、真剣に禁煙に取り組むように要請する咨文を發しており(19)、天津『大公報』は9月25日に紙面で、大總統が禁煙會議の招集開催を命じたと伝えている。それに拠れば、

禁煙問題に関して、大總統は異常に注意し、茲に聞くに昨特に某顧問の条陳を采取し、計を決し飭して國務院より禁煙會議を召集し、下列の各項要件を討論せしむ。(甲) 全国禁煙成績の審査、(乙) 各省隨時稽核弁法を修訂する、(丙) 私種・私販・私售・私吸の罰章を嚴訂する、(丁) 國際上の報告を規訂する。以上4項は皆最も重要に関わる件にして、計を決し詳らかに討論を加え、正確な解決を作さ俾む。(20)

とある。ここに言う「某顧問」とは、1913年3月に開催された全国禁煙会において顧問に委嘱された丁義華を指すと考えられる(21)。又(丁)項の言及はインド鴉片輸入の禁止に関わる事を指していると思われる。大總統を始めとする北京政府は世論の強い働きかけを受けて、禁煙に対する熱意を示さざるを得なかったものと思われ、従って鴉片商人の期限延長の要請に対して、容易に同意を示すことは出来なかったと考えられるのである。

#### 四 「收購存煙合同」・「第一次補充合同」の締結

インド鴉片の輸入が禁止まで残り2か月余となった1917年1月に至り、香港・上海の在庫鴉片の処理を巡って、新たな動きが現れた。それは在庫鴉片を全額中国政府が買取するという契約が、中国政府と上海烟土聯社との間で秘密のうちに取り交わされたのである。先ずここで交わされた「合同」の内容を示し、締結に至る各方面の動きについて、検討を進めることとした(22)。

1917年1月28日、江蘇督軍馮国璋・江蘇省長齊耀琳と蘇贛粵三省禁煙特派員王之瑞は、中国政府を代表して、聯社との間で「收購存煙合同」(以下「合同」と略

称)を結んだ<sup>(23)</sup>。その「合同」は前文において、1915年5月の「禁売合同」がその期限である17年3月31日に至っても、在庫鴉片の処理という当初の目的に到達し得る見通しが立っていない。その主要な原因は中国側の「突然の意外な原因」によるとし、「聯社と中国政府は均しく中国全部が烟土の売買を禁絶し、並びにそれをして迅速に結束せしめるを望み、茲に條款を下の如く訂定す」<sup>(24)</sup>と唱っている。ここで言う「突然の意外な原因」とは、既述の如く、袁世凱による帝制運動と、それによって中国国内で起こった第三革命を指している。「合同」は全9条から成り、その全文を紹介すれば、次の通りである。

第一に、1917年1月1日現在で香港に在る鴉片を除き、1917年3月31日に聯社の所有する全てのインド鴉片を中国政府に売却し、中国政府はこれを購入すること、その価格は毎箱上海紋銀で8200両、或いは1917年3月31日の為替比率による鷹洋銀（メキシコ銀——筆者）若干元とすること、聯社の見積では、1917年1月1日の在庫鴉片は2100箱であると規定する。

第二に、聯社は中国政府が買収したこの鴉片を医療の使用に供し、営利の意図が無いことを認めること。

第三に、マルワ鴉片1箱は重さ1担で計算し、ベンガル鴉片1箱は、40粒詰められていること。

第四に、1917年3月31日の前に、聯社は「禁売合同」の約束により、上海においてインド鴉片1箱を売り渡す毎に、中国政府に捐款として鷹洋3500元を交付すること。

第五に、中国政府は中国政府債券で本合同に言う鴉片を買収する。債券は中国政府により担保し、印花税を抵当とし、第一年より印花税中から毎年250万元を越えない基金を支出し、本合同の債券償還の用に供し、この款は聯社が印花税を支配する権限を有すると考えてはならないこと、但し中国政府は本合同の各条項を履行しなければならないこと。

第六に、この債券は年利6厘で、1917年4月1日より起算し、半年毎に、即ち毎年1月1日及び7月1日に還付すること。

第七に、中国政府は鴉片買収の為に頒発する債券の総数は、上海紋銀1000両を越えてはならず、次の方法で償還すること、頒発の後の6年目にその5分の1を償還し、その後毎年5分の1ずつ償還し、10年目に全額償還すること。

第八に、中国政府は聯社の董事会の外には、如何なる人或いは団体の供する鴉片も引き受けず、それにより紛糾を免れることを認める。

第九に、本合同は6部作成し、中国政府・北京駐在イギリス公使・江蘇督軍・江蘇省長・蘇贛粵三省特派員・上海煙土聯社が各々1部を保管すること。

この「合同」に拠れば、中国政府は聯社所有の約2100箱の鴉片を、医療用の薬品として使用する目的で、年

利6厘の債券を発行してその買収資金とし、印花税の収入により債券償還を行い、債券の利息は毎年2回支払い、元本は6年目から5分の1ずつ償還するものとしている。聯社側の言い分では、「禁売合同」による在庫鴉片の処理が、袁世凱の帝制運動とそれに伴う混乱の為に、所期の如くに進まなかったとし、その責任は中国側に在り、従って中国政府の責任で滞貨となった鴉片の買収を要求したものであるということになろう。従ってこの「合同」は「禁売合同」を継承し、協定によりイギリス鴉片商人が直接に鴉片を輸入販売し得なくなったことから、中国政府にその販売処理を肩代わりさせようとするものであったとも言える。

所がこの「合同」が締結された翌日に、「收購存煙第一次補充合同」（以下「第一次合同」と略称）が結ばれたのである。そこでは4か条が規定されている。即ち、第一に、中国政府は「合同」により鴉片を買収するが、中華民國の6厘債券で償還し、この債券は既に民国2年2月19日に約法によって国会を通過しており、總統の命令で発行が許されていること。第二に、この債券は年利6厘で、半年毎に支払い、地契税収入及びこの債券を認めた法律の定める印花税を抵当とすること。第三に、法律はこの債券は30年を償還の期と定めているが、中国政府は鴉片買収の債券償還については、期に先んじて抽選により償還する外に、1917年4月1日より10年以内に、中国政府が医療の使用に供して鴉片を販売して得た収入、或いは中国政府が適宜と認めるその他の来源により償還すること。第四に、「合同」の第五・六・七の各条は本補充合同により修正する外、その他の條款はなお有効であることという内容であり<sup>(25)</sup>、主として購入代価の支払手段としての6厘債券の法的な根拠・有効性とその償還の方法について明記し、抵当事項に印花税の外に地契税を追加している。

ここに示される買収資金調達的手段として、年利6厘の公債を発行するという点については、上記のように民国2年（1913）2月19日付で成立した「民国元年六厘公債条例」（以下「条例」と略称）を指している。この「条例」は折からの財政難に悩む袁世凱政府が、中国銀行の資本の充実・各種短期借款の整理・各省の従来発行した紙幣の整理を目的として、2億元を限度額とし、年利6厘の公債を発行しようとしたものである<sup>(26)</sup>。しかしこの公債はその後の4月26日、五か国との間の「中国政府1913年善後五厘金幣借款」（所謂「善後大借款」）の締結により、正式に発行されることは無かった<sup>(27)</sup>。「条例」においては、発行する公債は30年満期としているが、「合同」では10年の短期公債としている。又「条例」第二条において、

この項の公債の定額は財政総長により、財政上の便宜に依り、期を分けてこれを募集す。<sup>(28)</sup>

とし、更に第十二条では、

この項の公債の募集及び付息還本の事宜は、中国

銀行及びその代理者によりこれを経理す。<sup>(29)</sup>  
と規定し、財政総長の判断により、発行額を決め、政府銀行の機能を果たしていた中国銀行にその募集や償還業務を代理させることとしているが、「合同」ではこうした点についての規定は無いが、基本的に「条例」を根拠として今回の公債発行を行うとしていることから、これらもこの規定に準じて行おうとしたものと思われる。

なおこれらの「合同」に対するイギリス政府の態度については、先の「禁売合同」と同様に、

英国政府は権を英国駐京使館に授け、本合同を登記するを拒絶す。即ち本合同に対して承認を予えざるなり。<sup>(30)</sup>

とあるように、政府としては一切関知せず、従ってこの「合同」についても正規の契約として認知し、登録することはしなかった。

かくしてインド鴉片の輸入期限が満期となる1917年3月31日現在で滞貨となる約そ2100箱の鴉片は、中国政府が発行する公債を資金として買収し、医療用の薬品として政府によって販売するものとされる事となった。この「合同」の締結に関して報道されるのは、管見の限りでは、1917年2月9日付の『申報』に、『文匯報』<sup>(31)</sup>の報道を転載しているのが最初である。即ち

文匯報に云う。近ごろ確実な情報を得るに、中政府は本年3月31日以後に鴉片貿易の停止を実行する起見の為、既に鴉片商人と合同を訂定し、馮副総統より経手し、3月31日に未だ售尽を経ざる存土を購買し、この後専ら薬品の用と作し、洋薬公所は3月31日の後に解散せんとす。これは上述の合同の結果為りと。本報の探悉するに、中政府の鴉片を買収する価は、每箱計銀八千二百両なり。<sup>(32)</sup>

と第一報を伝え、二日後の11日付では『字林報』(North-china Daily News)を転載し、中国政府が在庫鴉片を買収するに至った原因を、1915年の「禁売合同」に遡り、広東においては国産鴉片が充満していたことと、第三革命の混乱により十分に目的を達しなかったが、江蘇・江西の販路は良好であり、当時の鴉片の価格は甚だ高く、商人が利を貪ろうとしなければ、在庫鴉片は売り尽くすことは出来たという説を述べ、又洋薬公所(=聯社)側は、鴉片価格の上昇は中国の業者との激烈な競争により、勢い高値で購入した人は値下げすることは出来なかったと主張していると言い、又聯社が中国政府に約束した報効銀も巨額であり、「合同」通りに実行出来なかった咎は、聯社には無いとの主張を伝えている。その上で、

全体に就いてこれを言えば、鴉片問題がかくの如く結束するは、亦頗る適当なり。中政府の洋薬公所を待遇するは、寛厚と謂うべし。而して洋薬公所のこの善価を得るは、亦僥倖と謂うべし。全体の英人はこの合同に対して歓迎せざる莫かるべし。蓋し英

人は亦僅かに英国及びその人民のこの後永遠に鴉片貿易を断絶すべきの一希望を有しおり、今はこの希望既に達到するなり。<sup>(33)</sup>

という評価を下しており、中国政府が聯社を厚遇し、聯社にとって僥倖であるとしており、これによりイギリスが最終的に鴉片貿易から手を引くことが出来るというイギリス人の率直な歓迎の意を表明している。一方1917年4月15日発行の『東方雑誌』の「中国大事記」2月7日の項において、「蘇省与洋薬公所訂購存土約」と題して、次のように報じている。

近日該商行限期届ばんとするに、存土六千箱の以て售罄し難きを預計し、展限を要求し、經に政府厳拒す。旋いで江蘇督軍馮国璋、政府と電商し、公債票を用い該項の存土を買買し、作りて薬品と為し發售せんと擬し、國務院の議決允許を経る。本日馮国璋より江蘇長官の名義を以て、洋薬公所と合同を訂立す。その合同の内容の要点は、副総統府秘書庁の發表に拠れば、下の如し。<sup>(34)</sup>

と述べて、その内容を四項目に分けて記している。従ってこの「合同」締結が公にされたのは、2月7日に至り、当時馮国璋が副総統をも兼ねていた<sup>(35)</sup>ことから、副総統府の秘書庁より發表され、それが先の『文匯報』の報道になったものと考えられる。この記事は最後に、

嗣いで国会の聞く所と為り、当に政府に向かつて質問を提出し、並びに廢約を要求すべし。

と記し、国会における反対の議論が起ころうとしていることを示している。

## 五 「合同」締結の経緯と国会の論議

ではこの「合同」が如何なる経緯により、何を目的として結ばれることになったのか、又それに対する国会における論議について検討することとする。

『大事記』の1917年1月16日の項に、

馮国璋は國務院に電を致し、製薬を以て由と為し、敦く上海洋商公所の存土(鴉片烟)を買買するを促し、並びに江蘇・広東両省に在って銷售せんことを建議す。<sup>(36)</sup>

と記し、続いて1月18日の項には、

馮国璋等は民元六厘公債・契債及び印花税を以て担保とし、英商の上海鴉片の康采恩に向かい規平銀1000万両を借りるも、是は江蘇の存土を買買する借款為り。<sup>(37)</sup>

とあり、調印の10日ほど前に、北京政府の副総統兼江蘇督軍の馮国璋が在庫鴉片を買収し、薬品として江蘇・広東で販売するように國務院に働きかけ、自ら上海のイギリス鴉片商の康采恩(原名不詳)より1000万両を借款しようとしていたと言う。この間の経緯に関して、馮国璋は既述の声明書の中で、鴉片商人との交渉について述べているが、その内容を要約すれば、馮は委員を上海に派遣して秘密裏に実状を調査させた

所、当時滞貨となっている鴉片が2700箱有り、翌年3月末までに売却し尽くすことは困難と予想され、鴉片商人は国内における闇鴉片の充満をその原因として、甘んじてその損失を受忍せず、交渉に持ち込む事となろうとの報告であった。更に1916年9月になって、老沙遜洋行（David Sassoon & Co.）の商人が、聯社の人と南京に至り馮に謁見を求め、再度延期を要求した上で、三案を示した。即ち一案は滞貨となっている鴉片については、「禁売合同」で認めた1箱当たり3500元の報効銀の支払を免除し、3月の期限までに極力販売し、残った鴉片は鴉片商人が持ち帰るという最も妥当な案であるが、洋商は決して行おうとはしない。第二案は、満期の日に滞貨となった鴉片全額を中国政府が引き受けて販売し、その利益を洋商に引き渡すというものであり、洋商の希望であるが、中国政府としては禁令に抵触することから実施出来ず、又期限の延長策に比べても弊害が大きい。第三案は滞貨の鴉片を政府が公債で買収し、10年分割で償還することとし、その販売方法を厳しく定める案であり、結局この第三案が採用され、価格の交渉の末に「合同」の締結に至ったという。

次に買収した鴉片の販売方法に関して、専ら製薬の用に備え、その他の営利の方法でこれを処分することは無いとし、買収の後、販売に関する章程を作成し、煙膏として吸食の用に販売することは無いとし、既に16年12月22日の時点で大総統・國務院に打電し、その中で製薬・戒煙に当たる官医の署名、地域を分けての販売や吸食の厳重禁止について声明しており、その概略・方法・詳細章程を現在検討中であると述べている。その後「合同」内容の要点を挙げており、その中で鴉片の買収価格について、当初は聯社側は毎箱9500両を主張していたが、後に減額して8200両とし、又債券の額面を基準とすることとしたと述べて、自らの努力により1300両も減額させたこと誇っているかの如くである<sup>(38)</sup>。従って本「合同」は専ら馮国璋の手によって聯社との交渉により進められ、國務院の了承の下で成立したものであった。彼の意図が何処に在ったかについては、続稿で検討することとしたい。

次にこの「合同」締結に対する国会の動向について見ることにする。先に国会において廢約の動きが起ころうとしていたと述べたが、具体的には『申報』1917年2月23日付に、参議員の盧信が四点について質問を提起したと報じている<sup>(39)</sup>。即ち、第一にイギリスとの禁煙条件により本年3月末を輸入禁絶の期と定め、又上海工部局も既に今年3月末で鴉片業を停止させると決定しているにも拘わらず、何故政府がこの在庫鴉片を買収する必要があるのか。第二に、財政困難な折りに国民の血汗である2000万元という巨額の公債で、有害無利の鴉片を買収しようとするのか。第三にその資金が国庫より支出されるにも拘わらず、政府は何故国

会に提出して議決を経ずに、急いで国民の負担を増大させようとするのか。第四に買収した鴉片を薬用に供するとしているが、2000余箱もの鴉片を薬用として使用する必要があるのか、従来官憲が違法の鴉片を押収した場合、均しく焼却処分しているが、何故無償で押収した鴉片は焼却し、巨額を支出して買収した鴉片を薬用に供するののかと。この質問に対する政府側の回答は不詳である。

一方『東方雑誌』第十四巻第五号の「中国大事記」3月29日の項において、「国会咨請政府不得収買存土」と題する記事を掲載し、以下のように伝えている<sup>(40)</sup>。

衆議院は政府が存土を収買するを得ざる案を議決す。本年は中英禁煙条約の鴉片を禁絶するの期為り。政府は近ごろ公債票を以て上海土商の存土を購買するの挙有り。又公債票は国庫の負担為り。未だ国会の議決を経ざれば、政府は約法に違背し、土商と訂約するを得ず。議決案を將て参議院に咨付し通過し、政府に法に依って施行するを咨請す。旋いで政府により復称す。存土を収買するは、政府の行政処分に係り、約法の定める所の議院の議決権限の列に在らず。政府は亦並びに未だ存土を収買するに因り、新たに公債を募らず。該案は約法に遵照し、未だ公布施行するに便ならざるなり。

即ち、衆議院は議会の承認を経ることなく、政府が勝手に国庫負担に関わる公債を発行して、在庫鴉片を買収しようとするのは、約法違反であるとし、参議院の議論に付託すべきであると主張し、それに対して政府は在庫鴉片の買収は政府の行政処分によるものであり、議会には議決の権限は無いとして、議会への付託を拒否し、公債の発行は既に民国2年に国会において成立しており、約法により公布する必要は無いとの判断を示している。又『申報』1917年3月20日付には鴉片の買収価格についての質疑応答が掲載されている<sup>(41)</sup>。参議院の李自芬・章士釗等22名が質問書を提出し、鴉片1箱8200両という買収価格の根拠について質問した。國務員の発言に拠れば、禁煙特派員による調査で、上海の洋薬の市況は最高時で毎箱1万3～4千両、最低時では7～8千両であり、今回の8200両はこの市況を根拠としているとした上で、近年の市況の変動について説明している。即ち民国3（1914）年前には2700～2800両、洋銀で約4000元であったが、「禁売合同」による報効銀3500元と印花税の納付が加わることにより価格が騰貴し、更にインド鴉片の輸入が絶たれることにより、1万余元にも跳ね上がった。この価格の騰貴を奇貨とし、大連湾・哈爾濱の紅土が盛んに密運され、洋薬の滞貨を生じ、売値は7～8千元に急落したと言う。これに対して、何故こうした価格変動の激しい鴉片を高値で買収するのか、この価格の中には報効銀が含まれているのか否か。滞貨を恐れての売却であれば、一般商慣行では割引が為されるはずであ

り、市況価格によって売買が為されることは無いと主張している。これに対して該國務員は公債による支払であり、その場合公債の価格は額面の五六割に過ぎず、政府が1万1400元の公債で買取した場合、6割で計算しても7000元に過ぎず、決して高値では無いと答えた」と記している。

更に『申報』では、2月22日の参議院における政府委員と議員の問答の様子が報道されている<sup>(42)</sup>。その中で議員丁世嶧の質問で、買取交渉にイギリス公使・外交総長や唐紹儀が関与しているとの報道が有るが、事実とすれば極めて重大であるとの発言に対して、政府側はそうした事実は無く、馮副總統の意図に基づくものであり、公債の発行についても、財政部は国会の審議を要請すべきであると考えたが、馮の暫時の流用措置であり、即ちに償還可能であるとの意見により国会の審議に付託しないこととしたと答弁している。丁は買取の目的について尋ねたが、委員は答えられなかった。政府委員に対する不信の発言が起こった。この為に委員が発言し、現在六省が未だ罌粟栽培の禁絶が確認されておらず、イギリス側との合同調査により禁絶が確認されれば、その時点で洋薬の輸入を禁止出来るが、調査には日数を要し、期限の3月31日までには不可能である為に、在庫の鴉片を買収することとした。これにより江蘇・江西・広東三省における洋薬の輸入を制限することが可能となるとの見解を示した。議論は政府側に関係資料の提出を求め、更に審議を重ねることとして、この日の会議は終わったという。

更に3月27日付の記事では、衆議院議員の張伯衍等数十人が公債発行問題について質問書を提出したと報じている<sup>(43)</sup>。その中で、

この項の存土収買の必要の有無は、暫く置いて論ずる勿きも、即ち政府の公債を以て収買し、副總統の合同を商訂する両事を以てこれを言えば、政府に在っては違法為り、副總統に在っては侵權為り。

と述べ、政府の違法性・馮国璋の越權行為と断じた上で、この投機的な事業の見込みの有無、薬品としての販売が進まぬ場合には、公債の償還は国庫の負担となり、国庫負担を増加させる公債の発行を国会の議を経ず行う行為は、約法に違反する行為であるとする。更に副總統には対外的な職權は無く、政治上でも本来責任を負わない存在であり、そうした職權も責任も無い副總統による「合同」の締結は、法律上効力を持たないとし、政府はこうした点を根拠に廢約の協議を聯社と行ふ意図が有るか否かと尋ね、3日以内の回答を要求したと伝えている。

## 六 小 結

小稿では「収購存煙合同」の締結に対する反対議論について、紙幅の関係により、国会における議論を紹介して終わらざるを得ない。次稿において引き続き民

間における反対世論の昂揚、国際世論の動向を見た上で、問題の鴉片の行く末、馮国璋等軍閥領袖間の思惑と駆け引き等、この問題の帰結を明らかにしたいと考えている。〈未完〉

## 註

- (1) 凌青・邵秦主編『从虎門銷烟到当代中国禁毒』四川人民出版社1997年5月刊、2頁。
- (2) 王宏斌著『禁毒史鑒』岳麓書社1997年9月刊、486頁。
- (3) 管見の範囲で1995年以後に中国で出版された論著・資料集には、以下のものがある。
  - ・朱慶葆・蔣秋明・張士杰著『鴉片与近代中国』江蘇教育出版社1995年5月刊
  - ・上海市禁毒工作領導小組弁公室・上海市档案館編『清末民初的禁烟運動和万国禁烟会』上海科学技術文献出版社1996年6月刊、以下『清末民初』と略称。
  - ・王金香著『中国禁毒簡史』学習出版社1996年9月刊
  - ・蘇智良著『中国毒品史』上海人民出版社1997年1月刊
  - ・『文史精華』編輯部編 近代中国社会史料叢書『近代中国烟毒写真』上・下巻、河北人民出版社1997年4月刊
  - ・凌青・邵秦主編『从虎門銷烟到当代中国禁毒』四川人民出版社1997年5月刊
  - ・馬模貞・王翔・錢自強編『中国百年禁毒歷程』經濟科学出版社1997年8月刊
  - ・王宏斌著『禁毒史鑒』岳麓書社1997年9月刊
  - ・国家禁毒委員会弁公室組織編写 馬模貞主編『中国禁毒史資料』天津人民出版社1998年6月刊、以下『資料』と略称。
- (4) 拙稿『民国初期における在庫鴉片処理問題（一）——1915年の「蘇韓粵三省禁土煙合同」をめぐる——』（『愛知教育大学研究報告』第48輯（人文・社会科学）1999年3月）。
- (5) インド鴉片輸入の最終期限は、「統訂禁煙条件」においては、1917年とのみ規定しているが、それが1917年3月31日と定めたのが何時の時点であるのか、現在定かではなく、後考を待ちたい。
- (6) 前掲拙稿参照。
- (7) 以上の記述は『資料』661頁の「粵省烟膏專売弁法」の記事に拠る。
- (8) 以下の記述は『資料』657-658頁の「羈民对于官土專売之呼吁」に拠る。
- (9) 『資料』658-660頁。
- (10) 李新・李宗一主編『中华民国史』第二編第一卷（中華書局1987年刊）第五章、456頁。
- (11) 以上の記述は『資料』662ページの「駐英使館關於禁烟事与外交部稅務處往來電」に拠る。
- (12) 『清末民初』377頁、『申報』1917年2月24日、[副總統府發表収買存土始末]の四、(甲) 反対展限之去電商權の項。
- (13) 同前、376頁、一、(丙) 此次洋商要求之口実の項。
- (14) 『資料』665-6頁、1916年9月14日付天津『大公報』掲載の「丁義華与徐樹錚關於中国禁烟事項之談話」。
- (15) 『資料』666頁、1916年9月14日付天津『大公報』掲載の「万国改良会致各省電」。
- (16) 『資料』667頁に収録されている1924年の中華全国基督教協進会拒毒委員会編の『禁煙政令・条約輯要』より転引した「大總統就禁絶鴉片約期將屆再申嚴禁令」に拠る。
- (17) 『資料』666-7頁、1916年9月17日付の天津『大公報』掲載の「張嘉謀等提出禁烟質問案」。
- (18) 『資料』668-9頁、1916年9月26日付の天津『大公報』掲載

- の「全国禁烟聯合会総会上参衆両院請願書」。
- (19) 【資料】669頁，1916年9月24日付の天津【大公報】掲載の「内務部咨各省請認真禁烟文」。
- (20) 【資料】669頁，1916年9月25日付の天津【大公報】掲載の「大總統飭召禁烟會議」。
- (21) 前掲拙稿参照。
- (22) 王宏斌「民国初年禁煙運動論述」（『民国档案』1996年第1期原載，復印報刊資料『中国近代史』1996年第5期所収）においては，期限延長問題に関する記述の後に，1918年6月の「收購存煙第二次補充合同」について述べており，その前提である「收購存煙合同」・「收購存煙第一次補充合同」については言及していない。
- (23) 前掲「清末民初」に翻訳収録されている A. M Kotenev 著の“Shanghai, Its Municipality and The Chinese: Part II The Opium Problem at Shanghai”の[1917年1月28日中国与烟土聯社訂立的協議]に拠るが，聯社側を代表して調印した人物を，「A. 霍華德」としている。しかし原名は現在の所不詳である。
- (24) 王鉄崖主編『中外旧約章匯編』第二冊，1253-1254頁，「收購存煙合同」，生活・読書・新知三聯書店1959年刊。
- (25) 同前，1254-1255頁，「收購存煙第一次補充合同」。
- (26) 千家駒編『旧中国公債史資料』（中華書局1984年刊）37-38頁所収の「民国元年六厘公債条例」参照。
- (27) 韓信夫・姜克夫主編『中華民国大事記』（中国文史出版社1996年刊，以下【大事記】と略称）第一冊，241頁，2月19日の項参照。なおここではこの日に袁世凱がこの「条例」を公布したと記し，千家駒編の前掲書所収の「条例」原文には，「民国二年二月二十日」と記している。思うに2月19日に公布し，2月20日に施行ということであろうか。
- (28)・(29) 前掲(26)に同じ。
- (30) (24)に同じ。
- (31) 現在よく知られている『文匯報』は，1938年1月に上海で中

- 英合弁によって創刊されたものであり，ここで言う『文匯報』は，正式には『文匯西報』と称する外資系新聞であるが，その詳細については不詳。方漢奇『中国近代報刊史』山西教育出版社1981年刊，252頁参照。
- (32) 【清末民初】373頁，【申報】1917年2月9日，「西報記政府収買存土」。
- (33) 同前，373-374頁，【申報】1917年2月11日，「西報記中政府収買存土之原因」。
- (34) 【東方雜誌】第十四卷第四号，「中国大事記」民国六年二月七日の項。
- (35) 李新・孫思白主編，中華民国史資料叢稿『民国人物伝』（中華書局1980年刊）第二卷所収の李宗一著の「馮国璋」の伝記に拠る。
- (36) 【大事記】463頁，1917年1月16日の項。
- (37) 同前，1917年1月18日の項。
- (38) (12)の[副總統府発表収買存土始末]参照。又この史料は【資料】678-679頁，1917年3月5日付の長沙【大公報】に「副總統府宣布収買存土始末」の標題で収録されているが，省略されている部分が有る。
- (39) 【清末民初】396頁，【申報】1917年2月23日，「質問収買存土之四疑点」。
- (40) 【東方雜誌】第十四卷第五号，「中国大事記」民国六年三月二十九日の項。
- (41) 【清末民初】396-397頁，【申報】1917年2月20日，「閣員答覆収買存土質問」。
- (42) 【清末民初】399-401頁，【申報】1917年2月25日，「参議院質問収買烟土詳情」。
- (43) 【清末民初】401頁，【申報】1917年3月27日，「収買存土案之再質問」。

[1999.09.06.脱稿]  
(平成11年9月7日受理)